

閲覧用

平成27年 第8回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成27年8月4日

神崎市農業委員会

平成27年 第8回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月4日(火) 9時30分 開会  
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室  
 3. 出欠者の状況  
 出席委員 33名 欠席委員 4名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	欠	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	欠	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

24番 大澤 一士 委員      25番 納富 照海 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文      係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願 いについて	1件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第5号	あっせん委員の指名について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ る農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ る農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	117件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認につ いて	35件

以上でございます。

### 5. 説明のため出席した職員

#### 農業委員会事務局職員

事務局長	大隈	豊文
農政農地係長	山口	秀利
農政農地係主査	有馬	靖子

#### 農政水産課職員

農政企画係長	平	義孝
農政企画係主事	別府	卓馬

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

開会まえですけれども、

お手元に、2015年版の農業委員業務必携とのおねん7月号をお配りしております。

また、先月開催されました、農業委員研修に参加できなかった委員様につきましては、その時の資料を併せてお配りしておりますので、宜しく願いいたします。

それでは、総会をはじめたいと思います。

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

また、先月、22日に佐賀市諸富町で開催されました、農業委員研修会におきましては、多数ご参加いただき、まことにありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

## 事務局長

それでは、平成27年第8回 神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

## 会 長

みなさん、おはようございます。

毎日、うだるような暑さが続いておりますが、体調には十分気を付けて、熱中症等にならないように、休養と十分な水分の補給をすることが大事であろうかと思います。

さて、TPPについては、知的財産の医療分野で意見の隔たりが大きいということで、今回の交渉では決着しなかったと、報道されておりますが、次回、8月中にもう一回交渉の場を作ると報道されております。

私たちは、農産物の国会決議を守るということ、今後も見守り続けていきたいと思っております。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、平成27年第8回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は33名となっております。

欠席届の方が、7番小淵一男委員、10番廣瀧恒明委員、11番志岐善隆委員、14番片江護委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、24番大澤一士委員さんと25番納富照海委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

## 議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

## 議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願 いについて	1件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第5号	あっせん委員の指名について	1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ る農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ る農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	117件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認につ いて	35件

以上でございます。

## 議 長

申請者の入室をお願いいたします。

（申請者入室）

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

## 議 長

それでは、受付番号1番について、事務局からの説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

○受付番号1番 申請地所在：千代田町〇〇 他1筆

田2筆の合計2,588㎡。

申請理由は「当会は、千代田町で特別養護老人ホーム「〇〇」を運営していて、現在、入所希望の待機者が約80名いらっしゃいますが定員枠や要介護度などの問題で入所予測が立たない状況です。

そこで、政府の『サービス付き高齢者向け住宅整備事業』により施設を建設し、待機者への対応と介護サービスや介護予防の充実を図って行きたい。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神崎市千代田町〇〇 同じく〇〇

借り受け人：神崎市千代田町〇〇

施設の用途は、サービス付き高齢者向け住宅、駐車場、通路などで2,588㎡です。

総事業費は、整地費、建設費など総額〇〇で、資金は全額自己資金です。

転用着工は平成27年11月1日、工事完成は平成28年6月30日の予定で、受付番号1番の申請は、賃借権の設定です。

農振除外の決定は平成27年5月15日。農地区分は第1種農地で、許可基準は、議案書には「市街地に設置することが困難又は不適當なものとして病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの（老人保健施設など）」としていますが、これについて県担当者と事前協議したところ「〇〇」等の既存の施設もあられますので、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」の基準も同じく適合するということでした。ここでは老人保健施設等の許可基準を示しています。

位置図などについては9ページから11ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書及び土地利用計画図、縦・横断面図、建築物の平・立面図、造成工事費などの見積書が提出されていて問題はないと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては、神崎市建設課に提出された開発行為協議書、道路法第24条道路工事承認願及び道路法第32条の道路占用許可申請書の写しが添付されています。

農地以外の土地の利用見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては、該当ありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、境界には擁壁を設け、雨

水はU字溝を設置し、汚水などは合併浄化槽を設置する排水計画で、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしく願いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことがないように十分に検討し計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えますが、ご審議のほどをよろしく願いします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

## 議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：神埼町○○ 畑の 56㎡。 申請理由は「隣接地にある既存の自営店舗用の車庫兼倉庫を倉庫専用として利用しなければならないので、申請地を業務用車両等などの駐車場として利用したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町○○

譲り受け人：神埼市神埼町○○ 施設の用途は、駐車場などで56㎡です。

総事業費は、土地代、整地費など総額○○で、資金は全額自己資金です。

転用着工は許可後（速やかに）、工事の完成は平成27年9月30日の予定で、受付番号2番の申請は、所有権の移転です。

農振除外の決定は平成27年5月15日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては12ページから14ページに添付しています。

資力及び信用については、事業費総額は5,000千円未満ですが、土地利用計画図、

縦横断面図、整地工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などや 行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込み 及び農地以外の土地の利用見込みについては、該当ありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当と思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は周辺の道路側溝や水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない。」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は、〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第93条に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要がありますが、届出などに必要な書類は受理しています。」との回答書が付けられています。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしく願いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、〇〇区長さん、〇〇生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことがないように十分に検討し計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

**議 長**

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号3番 申請地所在：神埼町○○ 畑の9，086㎡。 申請理由は「申請地

は東西にほぼ直方形で段々畑形状の傾きと南西向きの日当たりの良さにより利用価値面積が広く取れ、又、土地への出入りが東より1カ所しかない点も防犯上管理しやすく、太陽光発電施設の最適地である。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇

譲り受け人：長崎県佐世保市〇〇

施設の用途は、太陽光発電施設などの設置で9,086㎡です。

総事業費は、土地代、整地費、建設費など総額〇〇で、資金は全額自社資金です。

転用着工は平成27年9月15日、工事完成は平成28年2月28日の予定で、受付番号3番の申請は、所有権の移転です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては15ページから19ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書及び土地利用計画図、縦横断面図、設備の仕様・詳細図、造成工事費などの見積書が提出されていて問題はないと思われま

す。  
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、九州電力発行の設備工事費負担金請求書と納入完了領収書及び計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定通知書の写しが提出されています。

農地以外の土地の利用見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては、該当がありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当と思われ

ます。  
周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下による周辺水路への排水計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。  
法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「施工地区外であり、支障なし。」、埋蔵文化財については、佐賀県教育委員会から「確認調査の内容を検討した結果、今回の工事については差し支えありません。」との回答書の写しが添付されています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

## 議 長

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

## 〇〇番 〇〇委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことがないように十分に検討し計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

## 議 長

はい、ありがとうございます。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

## 議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号4番 申請地所在：神埼町○○ 畑の47㎡。 申請理由は「共有名義で農業用倉庫及び太陽光発電施設への管理用通路を設置する。」

ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町○○

譲り受け人：持分2分の1の共有名義で○○ と 長崎県佐世保市○○です。

施設の用途は、太陽光発電施設及び農業用倉庫への通路の設置で 47㎡です。

総事業費は、○○持分の土地代○○で、資金は自社資金です。

転用着工は平成27年9月15日、工事完成は平成27年9月30日の予定で、受付番号3番の申請は、共有名義による所有権の移転です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

審議の検討事項及び添付の位置図などについては、先ほどの受付番号3番と同じで、特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

## 議 長

議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

○○番 ○○委員さん、よろしくお伺いいたします。

○○番 ○○委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区ですが、申請内容については、ただいま事務局から説明のあったとおりに先ほど審議された受付番号3番と関係した転用内容ですので、地区担当委員の意見も同じです。

私としては、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

**議 長**

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。  
受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇その他 2筆で 畑1筆、田2筆の合計  
210㎡。

申請理由は「現住居は昭和54年5月に農地法の転用許可を受けて新築し、平成9年には建築確認を受けて増築しましたが、このたび測量したところ、周辺の自己所有農地に一部がはみだしていることがわかりましたので、今後このようなことがないように深く反省し農地法を遵守しますので、ご承認をよろしくお願いします。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町〇〇

施設の用途は、宅地敷地の拡張で210㎡です。

総事業費、資金などについては、既に実施済みの追認申請です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」です。

位置図などについては20ページから22ページに添付しています。

追認申請ですので、資料として土地現況利用図と顛末書及び現況写真が添付されています。

仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などや 行政庁の免許、許可、認可などの処分  
の見込み 及び農地以外の土地の利用見込みについては、該当ありません。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、現状でも特に問題はなく、  
区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されています。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び  
神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない。」、埋蔵文化財については、神埼  
市教育委員会より「当該地は、野田城跡の範囲内に位置していますが、建物敷地への地  
目変更に伴う農地転用という軽微な内容であるため、今回は文化財保護法第93条に基  
づく届出などの手続きは不要です。」との回答書が付けられています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

**〇〇番 〇〇委員**

**【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】**

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、既に宅地敷地は拡張済みで、年数もしばらく経過していますし、隣接する自己所有の農地やその他の周辺農地の営農に支障を及ぼしてはいないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、委員会のご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号 農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の規定による証明願いについてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農地法第4条第1項第8号（農業用施設）の証明願いについてを説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇 畑の166㎡。申請理由は「以前に養豚、肥育牛を営んでいたときに管理用として建設した農業用倉庫を、今後も農業用として利用したい。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町〇〇

施設の用途は、農業用倉庫や通路などで166㎡です。

総事業費、資金などについては、既に実施済みの追認申請です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては23ページから25ページに添付しています。

追認申請ですので、資料として土地現況利用図と顛末書及び現況写真が添付されています。

仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などや 行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込み 及び農地以外の土地の利用見込みについては、該当ありません。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、現状でも特に問題はなく、

区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されています。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「施工地区外であり、支障なし。」、埋蔵文化財については、佐賀県教育委員会から「確認調査の内容を検討した結果、今回の工事については差し支えありません。」との回答書写しが提出されています。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第3号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、農業用倉庫は既に建築済みであり、これまでも周辺農地の営農に支障を来たしたことはなく、今後も十分に配慮して管理するというので、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

## 議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項第8号(農業用施設)の規定による証明願、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 千代田町〇〇 田 206㎡

申請理由 「相手方の要望により、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇千円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

### 議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

### 議長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

### 議長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

### 議長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在 千代田町〇〇 田 3,396 m<sup>2</sup>

申請理由 「同一世帯内の父より贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

### 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

### 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

### 議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第4号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 210 m<sup>2</sup>

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

## 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

## 議 長

次に、議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第4号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 243 m<sup>2</sup>

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号5番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在 千代田町〇〇 田 20,448 m<sup>2</sup> 畑 617 m<sup>2</sup>

申請理由 「同一世帯内の父より贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

**議 長**

次に、受付番号6番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

**【議案第4号、受付番号6番を議案書を基に朗読後、説明】**

受付番号6番 申請地所在 千代田町〇〇 田 10,327 m<sup>2</sup>

申請理由 「同一世帯内の母より贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号6番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

**議 長**

次に、議案書の7ページをお開き頂きたいと思います。

議案第5号、あっせん委員の指名について を議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第5号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第5号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 千代田町〇〇 田 7,346 m<sup>2</sup>

申し出理由は「財産処分の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P26、27 ページにつけています。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名したいと思います。

土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしということでございますので、二人をご指名いたします。

宜しく願いいたします。

## 議 長

次に、議案書の8ページをお開き頂きたいと思います。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について を議題といたします。

受付番号1番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第6号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です。平成27年7月に農業公社へ売り渡した農地を適格農業者へ所有権移転するものです。

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

所有権移転を受ける者の農業経営の状況等は記載のとおりです。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第6号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

(農政水産課入室)

**議 長**

次に、別冊の議案第7号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

**議 長**

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第7号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

**農政水産課**

(起立) 農政水産課の別府と申します。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係	
神埼町	新規 33件	再設定 6件	計 39件
内訳は田	230筆	445, 496㎡	
畑	2筆	1, 039㎡	
計	232筆	446, 535㎡	
千代田町	新規 54件	再設定 24件	計 78件
内訳は田	299筆	692, 456.64㎡	
畑	2筆	73㎡	
計	301筆	692, 529.64㎡	
神崎市 合計	117件		
内訳は田	529筆	1, 137, 952.64㎡	
畑	4筆	1, 112㎡	
計	533筆	1, 139, 064.64㎡	

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました、ただいま総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

4ページをお開き頂きたいと思えます。

神埼町の新規分の受付番号27番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

## 議 長

それでは、受付番号27番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 神埼町 新規 27番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、  
利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・  
氏名設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は 田 13筆 40, 672㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。  
説明は以上です。

### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

### 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

### 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号27番について、原案  
のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号27番は、原案のとおり決定されました。

### 議 長

〇〇番 〇〇委員さんの入室をお願いします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

**議 長**

次に、6 ページをお開き頂きたいと思います。

千代田町の新規分の受付番号4番を議題といたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

**議 長**

それでは、受付番号4番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの千代田町 新規 4番の申し出について説明します。

設定する内容は 田 14筆 25, 076.64㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、千代田町の新規分、受付番号4番の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号4番は、原案のとおり決定されました。

議 長

〇〇番 〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から4ページの受付番号33番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から4ページの33番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、

田 207筆 381, 324㎡、 畑 1筆 793㎡

計 208筆 382, 117㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の4ページの受付番号33番の〇〇自治会は、昔から言われている、いわゆる祭田ですか。

自治会では、農地の借り入れができないのでは。

議 長

農政水産課どうでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

議長、私が答えてよろしいでしょうか。

議 長

〇〇番〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番〇〇委員

〇〇自治会の農地は、以前から祭田として、自治会で管理している農地です。

昔は農地の自治会所有は、認められていませんでしたが、〇〇年前に地縁団体を設立しまして、自治会でも農地も持てるようになったことから、祭田も〇〇自治会所有としておりまして、何時でも売れる状態となっています。

〇〇には、3地区の小字がありまして、その2地区の小字で祭田を持っておりまして、祭田の収入で現在も祭りを運営しています。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

わかりました、ありがとうございました。

議 長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

他に、質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の5ページの受付番号1番から受付番号6番までを一括して審議いたします。

提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの 神埼町 再設定 1番から6番の申し出について説明します。  
設定する内容は、田 23筆 64, 172㎡、畑 1筆 246㎡、  
計 24筆 64, 418㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、神埼町の再設定の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の6ページの受付番号1番から10ページの受付番号54番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの千代田町 新規 1番から10ページの54番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 238筆 543, 015.64㎡、畑 2筆 73㎡、

計 240筆 543, 088.64㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の11ページの受付番号1番から13ページの受付番号24番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の11ページの千代田町再設定1番から13ページの24番の申し出について説明します。

設定する内容は、田61筆149,441㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第7号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

(農政水産課退室)

## 議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから12ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から12ページの受付番号35番までを一括して報告をお願いいたします。

## 事務局

【報告第1号、受付番号1番から35番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから12ページに記載しております、受付番号1番から35番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番から15番が神埼町〇〇、受付番号16番から35番が千代田町〇〇等、中間管理機構への貸し出しのための解約となっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局の説明のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第8回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。

11時05分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年8月4日

神崎市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

24番 委員 \_\_\_\_\_

25番 委員 \_\_\_\_\_